

## ○都城市都市計画審議会運営会則

### (趣旨)

第1条 この会則は、都城市都市計画審議会条例（平成18年1月1日条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、都城市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の会議開催日の2週間前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 委員の任期満了後の、最初に開かれる審議会の招集は、前項の規定に関わらず、市長が行う。

### (欠席及び代理出席)

第3条 委員等は、前条の規定による招集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 条例第3条第2項第3号の委員が事故のため出席できない場合は、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

3 前項の規定による代理者を出席させる場合は、当該委員はあらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

### (議事の継続)

第4条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

### (専門部会)

第5条 審議会は、特定事項について調査検討する必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、臨時委員、専門委員から構成する。

3 部会に部会長を置き、互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

5 部会は、調査検討した事項について、審議会に報告しなければならない。

### (説明及び助言)

第6条 会長は、議案の提案者を審議会に出席させ、説明を求めることができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

3 前項の規定による委員等以外の者の招請は、会長が行う。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、都城市情報公開条例（平成18年都城市条例第28号）第11条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合
- 2 会議の公開に関して必要となる事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 会長は、事務局の職員に、議事録を作成させなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 審議会に付した議案の件名
  - (3) 出席した委員等の氏名
  - (4) 出席した職員の職氏名
  - (5) 議事経過
  - (6) その他、会長が必要と認めた事項
- 2 議事録に署名する委員は2人とし、会議の始めに会長が指名する。
- 3 議事録は、土木部都市計画課において保管する。
- 4 議事録は公開する。ただし、前条により、審議会を非公開とした場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により公開する場合、議事録に記載された発言者の氏名を非公開とする等、審議の公正を図る上で必要な措置をとることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は会長が定める。